

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院

寝具等長期借入（単価契約）仕様書

本仕様書は、大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院（以下「甲」という。）における寝具賃借及び洗濯業務にかかる業務内容の必要事項を規定するものである。本業務の実施にあたっては受託者（以下「乙」という。）は、これを忠実に履行しなければならない。

1. 業務名

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院 寝具等長期借入（単価契約）

2. 業務場所

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院

（大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番22号）

3. 履行期間

2027年5月1日から2032年3月31日まで

4. 業務内容

業務内容は以下の（1）から（2）とし、各業務の詳細および寝具の種類については

別紙1「業務内容詳細」のとおり定める。

（1）寝具供給業務

各病棟・外来診察室・当直室・処置室等で使用する寝具を供給する。

また予備については、寝具の品目ごとに甲の指定する枚数の洗濯済み寝具を各病棟等のリネン庫および寝具保管庫に常備し、不足が生じた場合は早急に補充を行う。

(2) 寝具洗濯業務

各病棟・外来診療室・当直室・処置室等の使用済み寝具を回収し、病院外の乙の施設において洗濯を行う。

5. 履行場所

寝具保管庫および各病棟、外来診察室、当直室、処置室等

6. 実施頻度

集配回数は、週2回以上とし、具体的なスケジュールについては甲乙協議の上決定する。

ただし、年末年始の稼働日は別途甲乙協議の上決定する。

乙は担当者名及び携帯電話の電話番号を甲に連絡し、実施日以外についても甲からの電話に対応できる体制を構築すること。

7. 寝具必要組・枚数

別紙1「業務内容詳細」のとおり定める。

8. 業務報告

乙は、甲から問い合わせがあった際には、遅滞なく甲の指定する項目について、甲の担当者へ報告を行い、確認を受けること。

9. 費用について

業務にかかる一切の費用は乙の負担とする。

10. 担当者

公立大学法人大阪阿倍野キャンパス事務局健康長寿医科学センター開設準備室企画課

TEL：06-6645-2761

11. その他

- (1) 契約終了時は次期受託者に対し、必要な引継ぎを行うこと。ただし、引継ぎにかかる費用は、新受託者の負担とする。
- (2) 業務履行中に発生した損害等については、原則、乙の負担とするが、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。
- (3) 乙は災害発生時等、業務の全部または一部の遂行が困難となった場合に備え、甲より寝具供給の依頼があった際には可能な限り応じるものとする。
- (4) 契約後、本業務の履行に際し必要な事項が生じた場合は、原則として甲の解釈によるものとするが、甲の解釈によりがたいと甲乙が認める場合には、甲乙協議して定めるものとする。
- (5) 本仕様書および契約書に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

業務内容詳細

【寝具供給業務】

1. 寝具の定義

- ・シーツ類（包布、敷布、枕カバー）
- ・布団類（掛布団・枕）
- ・防水シーツ
- ・タオルケット

2. 供給する寝具の種類（寝具の規格等については別紙2のとおり）

供給場所	寝具の種類
病棟	シーツ類、布団類
特別室	シーツ類、布団類
医師当直室	シーツ類、布団類
看護師仮眠室	シーツ類、布団類
処置室	シーツ類、布団類
外来診察室	シーツ類、布団類

※防水シーツおよびタオルケットは、必要に応じ適宜使用する。敷布は原則ボックスシーツで伸縮性があるものとする。なお、甲から依頼があった場合はフラットシーツの供給も行うこと。

※包布のデザインについて、甲から柄ありの指定があった場合には、対応すること。

3. 寝具必要組・枚数および交換頻度（別紙3のとおり）

寝具については下記の病床等数に加えて予備を考慮して、必要な組数を用意すること。

【病床等数】127床

<内訳>

- ・病床用 : 120床（5階：30床、4階：45床、3階：45床）
- ・処置室用 : 2床
- ・医師当直室用 : 2床
- ・看護師仮眠室用 : 3床

※1年目（2027年5月1日から2028年3月31日まで）は、82床稼働とする。

内訳は病床用が3階・5階のみの75床、その他の期間は上記のとおり。

病床数や当直室数の変更が発生した場合は、都度甲の指示に従って供給すること。

（1）シーツ類（包布、敷布、枕カバー）および布団類（掛布団、枕）

シーツ類（包布、敷布、枕カバー）および布団類（掛布団、枕）に係る月間の基本請求数は、以下のとおりとする。

- ・2027年5月1日から同年10月31日までは、毎月52組を基本請求数とする。
- ・2027年11月1日から2028年3月31日までは、毎月82組を基本請求数とする。
- ・2028年度から2031年度までは、毎月127組を基本請求数とする。

※シーツ類（包布、敷布、枕カバー）は患者退院時において必ず交換を行うこととする。また、週1回、定期交換することとする。

※布団類（掛布団、枕）は患者退院時において必ず交換を行うこととする。また、年1回、定期交換することとする。

（2）布団類（掛布団、枕）（追加洗濯）

布団類（掛布団、枕）に係る月間の基本請求数は、以下のとおりとする。

- ・2027年5月1日から同年10月31日までは、毎月52組を基本請求数とする。
- ・2027年11月1日から2028年3月31日までは、毎月82組を基本請求数とする。
- ・2028年度から2031年度までは、毎月127組を基本請求数とする。

上記基本請求数とは別に、掛布団および枕についてはそれぞれの実際の総使用数が各品目ごとに当該月の基本請求数を超過した分を追加洗濯分として請求の対象とする。

(3) 防水シートおよびタオルケット

必要に応じて適宜使用し、当該月の使用枚数に応じた請求とする。

4. 供給の手順

- (1) 寝具は常に洗濯、消毒等、所定作業を終えた清潔で快適なものを供給すること。
(つぎあて、シミ、異臭等、使用者に不快感を与えるものは不可)
また、寝具に破損や著しい劣化がある場合は、乙において更新すること。
- (2) 乙は各寝具について不足に陥らないよう、院内に在庫を十分準備すること。
- (3) 搬出入に使用する車両、納品時の台車等は、衛生的に取り扱い、清潔な寝具と使用済みの寝具が混在しないように厳重に管理すること。特に運搬・保管時にカバーや収納ケース等で覆う場合は、清潔なものを使用すること。

【寝具洗濯業務】

1. 回収

使用済み寝具については、週2回以上回収すること。

(臨時で回収を依頼することがある。)

2. 洗濯

回収後はただちに自社工場にて洗濯、消毒等を行うこと。洗濯にあたっては、厚生労働省の定める衛生基準（平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）に従うこと。また、当該基準が改正された場合には、改正後の基準を遵守すること。

3. 感染リネン

感染リネンについては、以下のように処理すること。なお、感染リネンとは、以下のような寝具を指す。

（感染リネンの定義）

- ・血液、体液・分泌物、排泄物等の付着したリネン
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の患者に使用した寝具
- ・その他、感染の可能性のある寝具

①感染リネンの回収及び消毒業務の従事者は、感染予防に関する知識を有する者であること。

②感染リネンの回収には、甲の準備した感染対策用水溶性ランドリーバック

（600mm×800mm 程度 厚さ 30 μ m 以上）を使用する。乙は、感染リネンを搬出する場合は、甲の指示に従い、感染リネンである旨を必ず表示のうえ、専用のランドリーバッグに収めて持ち出すなど、他に感染する恐れのないように注意して取り扱うこと。また、感染リネンの廃棄処理を行う場合については、甲の判断とし、乙へ発生件数を報告する。

③感染リネンは、洗濯機で塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて予備洗浄を十分に行った後、80℃の熱湯に10分間以上浸して消毒を行い、完全に汚染を除去すること。

寝具仕様詳細

別紙2

いずれの寝具も同等品可とし、色、形状等詳細な仕様は甲乙協議の上で決定する。

標準寝具

品名	規格		寸法 (cm)	重量 (kg)	備考
	生地	内容物			
包布	テترون30%、綿70%	-	150×210	-	色・柄については別途協議。
敷布	ボックスタイプ：テترون30%、綿70% フラットタイプ：綿100%	-	ボックス：105×220 フラット：ベッド マットや 敷布団に 装着できる 適切なサイズ	-	原則ボックスタイプを使用する が、使用する寝具のサイズが規格外 の場合等、フラットシートを使用す ることもある。
枕カバー	綿100%	-	枕が適切に 収納できるサイズ	-	色・柄については別途協議。
掛布団	ポリエステル65% 綿35% ダウンプルーフ加工	ポリエステル	140×200	1.3	
枕	ポリエステル65% 綿35% もしくはメッシュ仕様	パイプストロー	40×60	1.2	
防水シート	表：ポリエステル100% 裏：ウレタンラミネート加工 全周囲細布	-	90×140	-	
タオルケット	タオル地、マイヤーケット	-	140×190	1.0~1.2	

＜内訳書＞

- ・2027年5月1日から同年10月31日までは、毎月52組を基本請求数とする。
- ・2027年11月1日から2028年3月31日までは、毎月82組を基本請求数とする。
- ・2028年度から2031年度までは、毎月127組を基本請求数とする。

【2027年5月1日～2027年10月31日】

カテゴリー	品名	請求方式	基本請求数/組	使用予定枚数/6ヶ月	基本請求数	超過枚数/6ヵ月	日数	交換頻度
シーツ類	包布	日額固定請求	52	/	/	/	184	週1回
	敷布							
	枕カバー							
布団類	掛布団	枚数請求	/	/	/	/	/	年1回
	枕							
布団類 (追加洗濯)	掛布団	枚数請求(規定超過分)	/	252	52	200	/	患者退院時
	枕	枚数請求(規定超過分)	/	252	52	200	/	患者退院時
防水シーツ	防水シーツ	枚数請求	/	400	/	/	/	適宜
タオルケット	タオルケット	枚数請求	/	100	/	/	/	適宜

【2027年11月1日～2028年3月31日】

カテゴリー	品名	請求方式	基本請求数/組	使用予定枚数/5ヶ月	基本請求数	超過枚数/5ヵ月	日数	交換頻度
シーツ類	包布	日額固定請求	82	/	/	/	152	週1回
	敷布							
	枕カバー							
布団類	掛布団	枚数請求	/	/	/	/	/	年1回
	枕							
布団類 (追加洗濯)	掛布団	枚数請求(規定超過分)	/	432	82	350	/	患者退院時
	枕	枚数請求(規定超過分)	/	432	82	350	/	患者退院時
防水シーツ	防水シーツ	枚数請求	/	500	/	/	/	適宜
タオルケット	タオルケット	枚数請求	/	100	/	/	/	適宜

【2028年4月1日～2032年3月31日】

カテゴリー	品名	請求方式	基本請求数/組	使用予定枚数/4年	基本請求数	超過枚数/4年	日数	交換頻度
シーツ類	包布	日額固定請求	127	/	/	/	1,461	週1回
	敷布							
	枕カバー							
布団類	掛布団	枚数請求	/	/	/	/	/	年1回
	枕							
布団類 (追加洗濯)	掛布団	枚数請求(規定超過分)	/	7,127	127	7,000	/	患者退院時
	枕	枚数請求(規定超過分)	/	7,127	127	7,000	/	患者退院時
防水シーツ	防水シーツ	枚数請求	/	8,000	/	/	/	適宜
タオルケット	タオルケット	枚数請求	/	1,600	/	/	/	適宜